

ニ 税 号
令和6(2024)年5月23日

北海道知事 鈴木直道 様

ニセコ町長 片山 健也

観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）に係る
意見について

現在、貴庁にて意見を募集している標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 観光振興を目的とする新税(以下、「宿泊税」とする)に関する意見

本町では、現在の貴庁の取り組みは、道民のみなさんをはじめ、観光事業者や市町村との間において、北海道の広域観光にどんな課題があり、どのような手段や費用を用いてそれらの課題解決や観光振興を進めていくのかといった点でまだ十分な議論が重ねられておらず、道内全体で広域観光の課題や目指す方向が共有できていないと認識しています。また、現在はあくまで懇談会の議論に留まっておりますので、現状のままでは北海道内で宿泊税の導入機運が醸成されていくことは難しいと考えております。

ゆえに本町では、今後貴庁において宿泊税の導入を目指すのであれば、まずは北海道全体の広域観光課題を道民のみなさんや各市町村と共有する取り組みを重ねることが必要であると考えます。

また、本町では宿泊税の用途をはじめとした考え方などに関しても、主に以下の理由から、現状では検討の熟度や議論が不十分であると考えます。

(次頁に続く)

2. 現在の宿泊税の考え方などに対する本町の見解

- ・ 広大な面積を有し、観光地も点在してその特性も多様である北海道において、広域自治体である貴庁が宿泊税を財源とした観光振興を進めても、納税者及び宿泊事業者が受益をどの程度実感できるのか、現状では不明確であると思料します。
- ・ 貴庁が実施している観光客入込調査によれば、道内の宿泊客の約6割は北海道民であることから、宿泊税の納税者は約6割が道民となることが推計されます。また、宿泊の目的別においても、約3割が観光以外の目的で宿泊されています。一方で、今回示された宿泊税の使途は観光振興を目的としており、さらに具体的な施策も国外をはじめ北海道外からの入域者に訴求するものが少なくありません。このように、法定外目的税における受益と負担の関係からも、宿泊税の制度や使途についてはさらに検討を重ね、道民のみなさんや観光以外の宿泊客のみなさんからも理解が得られる政策にする必要があるものと考えます。
- ・ 本町を含む北海道の主要観光地となる市町村では、地域に根差した行政として日常的に対話の場を設けて観光事業者や住民のみなさんと観光課題を議論・共有しながら、それぞれの地域特性などに応じ、観光振興や問題解決に向けて予算を確保しています。そのうえで、宿泊税の導入を独自で検討している市町村では、自庁予算の配分では賅いきれない観光課題の解決手段として地域で議論を重ねているところです。

広域自治体である貴庁において宿泊税の導入を検討されるうえでは、このような基礎自治体（市町村）の実情や政策へも特段のご配慮やご協議をいただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】ニセコ町税務課宿泊税係

電話 0136-44-2121 メールアドレス zeimu@town.niseko.lg.jp